

# 令和8年度山梨県障害児（者）施設整備費補助金対象事業募集要項

## 1 事業概要

山梨県が、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用して、社会福祉法人等が実施する障害者施設等の整備に要する経費の一部を予算の範囲内で助成する事業です。

※令和5年4月のこども家庭庁創設に伴い、児童福祉法に基づく児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等の施設整備については、従来の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」から「次世代育成支援対策施設整備交付金」の補助対象に変更となりました。

## 2 事業の審査（要件等）

- （1）障害福祉の趣旨を十分に理解し、健全で安定した施設運営が可能であること。  
既存の法人が行う場合については、現在の施設の運営が良好であること。  
また、新設法人が行う場合については、理事や施設長就任予定者が社会福祉事業の経験者や社会福祉に理解と熱意を持つ者であること。
- （2）資金計画（初期及び運営費用）が、無理のないものであること。
- （3）施設を設置する土地の確保が確実であること。  
自己所有地でない場合は、賃貸借契約の期間を、設置予定建物の処分制限期間以上とすること。
- （4）面積、形状、進入路、給排水方法、各種開発関係法令（都市計画法、農地法等の制限区域内の場合は、事前に所管部局と十分に協議しておくこと。）の観点から施設整備に問題がないこと。
- （5）施設建築計画が、建築基準法、消防法及び指定障害福祉サービス事業の設備基準等に適合していること。  
地元住民への説明会等により地域の理解を得られること。

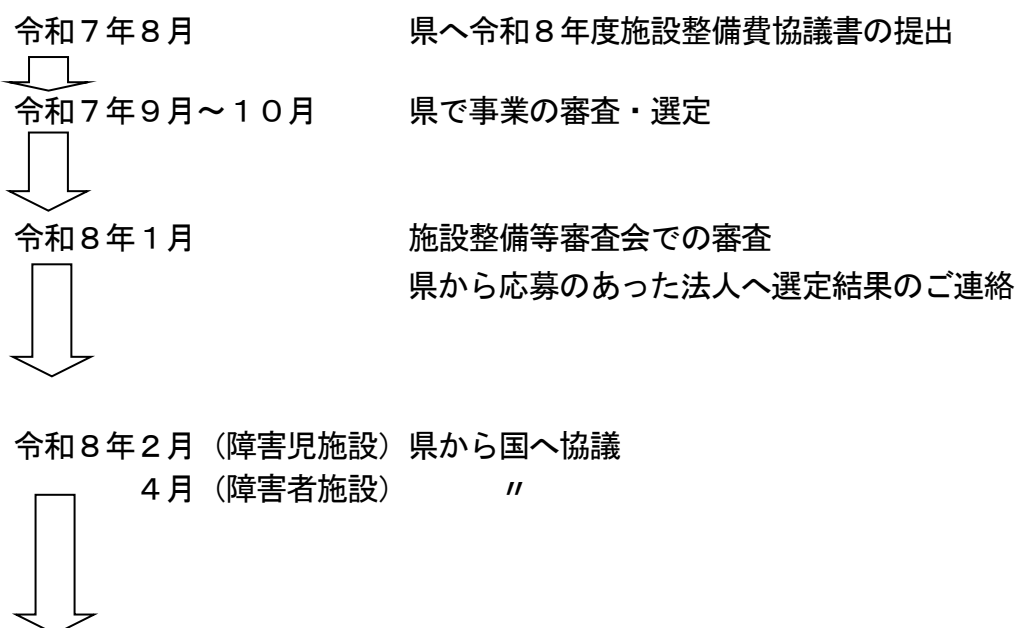
## 3 事業の選定

- （1）提出された書類及びヒアリング等に基づき、事業の審査を行い、山梨県障害福祉計画の方向性や防災対策、サービスの利用状況、地域間バランス等を考慮して選定を行います。
- （2）国庫補助協議を行い、国庫補助金交付対象として採択された事業を当該補助金の交付対象とします。

#### 4 留意事項

- (1) 既に整備に着手している事業は対象外です。
- (2) 対象事業は、整備計画が単年度（工期がおおよそ令和8年8月～令和9年3月中旬までの間）のもので、令和9年3月中に法人での完成検査、建築基準法や消防法上の検査、県の完成検査を終了する必要があります。
- (3) ヒアリングには、必ず法人担当者が出席してください。
- (4) 創設及び改築の整備区分に該当する応募件数は、原則、1法人につき1施設を上限とします。その他の整備区分については、補助金を希望する各施設又は事業所ごとに取りまとめて提出してください。
- (5) 補助事業により整備した施設は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、処分制限等がかかります。
- (6) 設計費用など書類等作成にかかる費用は、すべて応募者負担となります。
- (7) 提出された書類は、返却しません。
- (8) 虚偽の記載をした書類を提出した場合や必要事項の記載がない場合、また大幅な不備がある場合は、受付できません。
- (9) 応募期限直前の各種資料の書き方等のご相談はご遠慮ください。
- (10) 選定された事業計画については、ホームページで公表します。
- (11) 「整備を必要とする理由」の記入にあたっては、その改修等の内容と、実施する予定の事業（サービス）の運営にとって、その改修等がどうしても必要なのかを具体的に記入してください。
- (12) 施設整備等審査会の承認を得た事業は、すべて国庫補助協議の対象となります。

#### 5 スケジュールの概要（予定）



令和8年4月（障害児施設）国から県へ内示

6月（障害者施設）※ここで補助金事業の採択・不採択が決定します。

事業が採択された場合、補助金額の上限も決定します。

（国の予算により、計算上の補助金額を大きく下回る場合があります。）

※内示をもって工事業者との契約及び着工が可能となります。内示前の入札も認められています。（契約は×）

令和8年7月

事業者から県へ、県から国へ補助金の交付申請書を提出

令和8年8月

補助金の交付決定 ※障害児施設は10～11月

令和9年3月中旬頃までに

工事完了・完成検査（3月中に建設事務所等が発行する検査済証が必要）

令和9年3月～4月

事業者から県へ実績報告書の提出

令和9年4月～5月

補助金の額の確定、補助金の支払・返還（精算）

## 6 補助対象事業者

社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、営利法人等

## 7 補助対象施設

### （1）社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象施設（障害者総合支援法に基づく施設）

障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、障害者支援施設、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、福祉ホーム等

### （2）次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設（児童福祉法に基づく施設）

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）等

### （3）山梨県障害児（者）施設整備費補助金（県単独上乗せ分）の対象施設

障害者支援施設、共同生活援助事業所（日中サービス支援型に限る）、児童福祉施設（児童発達支援センターに限る）※富士・東部圏域に整備するものに限る

## 8 整備区分及び整備内容

### (1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の整備区分

| 整備区分         | 整備内容                                                                    |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 創設           | 新たに施設を整備すること。建て替え含む。                                                    |
| 増築           | 既存施設の現在定員の増員を図る整備をすること。                                                 |
| 改築           | 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。                          |
| 大規模修繕等       | 既存施設の一部改修や付帯設備の改造等をすること。                                                |
| スプリンクラー設備等整備 | 既存施設において、消防法施行令及び同法施行規則に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置するスプリンクラー設備の整備をすること。 |
| 老朽民間社会福祉施設整備 | 老朽の程度の著しい障害福祉サービス事業所、障害者支援施設について改築整備をすること。                              |
| 避難スペース整備     | 災害時において被災障害者等の受け入れが可能となる避難スペースの整備をすること。                                 |

### (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金の整備区分

| 整備区分   | 整備内容                                              |
|--------|---------------------------------------------------|
| 創設     | 新たに施設を整備すること。建て替え含む。                              |
| 増築     | 既存施設の現在定員の増員を図る整備をすること。                           |
| 増改築    | 既存施設の現在定員の増員を図るための整備と既存施設の改築整備（一部改築を含む。）を併せてすること。 |
| 改築     | 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。    |
| 拡張     | 既存施設の現在定員の増員を行わないで施設延面積の増加を図る整備をすること。             |
| 大規模修繕等 | 既存施設の一部改修や付帯設備の改造等をすること。                          |

|              |                                                                         |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------|
| スプリンクラー設備等整備 | 既存施設において、消防法施行令及び同法施行規則に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいて設置するスプリンクラー設備の整備をすること。 |
| 老朽民間社会福祉施設整備 | 老朽の程度の著しい障害福祉サービス事業所、障害児支援施設について改築整備をすること。                              |
| 避難スペース整備     | 災害時において被災障害者等の受け入れが可能となる避難スペースの整備をすること。                                 |
| 防犯対策強化に係る整備  | 非常通報装置の設置等防犯対策を強化する整備をすること。                                             |

### (3) 山梨県障害児（者）施設整備費補助金（県単独上乗せ分）の整備区分

| 整備区分 | 整備内容                 |
|------|----------------------|
| 創設   | 新たに施設を整備すること。建て替え含む。 |

※ 詳細については、国の交付要綱等（山梨県ＨＰに掲載）をご参照ください。

URL : <https://pref.yamanashi.jp/shogai-fks/sisetuseibi2.html>

### ※就労・訓練事業等整備加算（大規模生産設備等整備加算）の対象事業

#### 趣旨

- ① 日中活動事業を行う事業所（生活介護及び就労支援を行う事業所に限る）において、生産設備及び職業訓練設備等の整備を行うことにより、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。
- ② 障害者施設において、リハビリ設備等の整備を行うことにより、障害者の生活能力の維持・向上を図ること、並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

#### 対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

- ① 生産設備、職業訓練設備、職業補導設備等
- ② リハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ＡＬＳ等居室を整備する際の特殊介護設備、介護用リフト整備、特殊浴槽等 なお、このうち、当該設備等整備に係る事業費が１億円を超えるものについて、大規模生産設備等整備加算の対象とする。

## 9 補助対象経費

次の①と②の合計額

- ① 施設の整備にかかる工事費（総事業費ではなく、補助対象外経費を除く）
- ② 工事事務費（設計監理料等）…①の2. 6%の金額が上限額

## 10 補助の対象外経費

次の経費は補助対象外です。（法人等の自己負担経費）

- ① 外構工事（建物以外の土地に固着している門、塀、舗装、造園植栽、外灯等）
- ② 土地の買収又は整地に要する費用
- ③ 既存建物の買収に要する費用
- ④ 職員の宿舎に要する費用
- ⑤ 備品関係（机、椅子、パソコン、電話等）
- ⑥ 施設の設計に影響を及ぼさない設備、施設に固着していない設備
- ⑦ 不動産登記関係手数料
- ⑧ 各種申請手続費（電力会社、水道局、消防署等）
- ⑨ その他施設整備費として適当と認められない費用等（租税公課、借地料等）

## 11 補助金上限額の計算方法

### （1）社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

- A：補助対象経費×3／4（千円未満切り捨て）
- B：国庫補助基準単価（補助基準額）＜標準＞
- C：AとBを比較して少ない方の額・・・国と県の補助金合計額
- D：C×2／3（千円未満切り捨て）・・・国の補助金額
- E：CからDを引いた残りの額・・・県の補助金額

### （2）次世代育成支援対策施設整備交付金

- A：補助対象経費×1／2（千円未満切り捨て）
- B：交付基礎点数＜標準＞に1,000円を乗じた額
- C：AとBを比較して少ない方の額・・・国の補助金額
- D：C×1／2（千円未満切り捨て）・・・県の補助金額
- E：C＋D・・・国と県の補助金合計額

**(3) 山梨県障害児（者）施設整備費補助金（県単独上乗せ分）**

※富士・東部圏域に整備するものに限る

**i) 障害者支援施設、共同生活援助事業所（日中サービス支援型に限る）**

（1）のE×1／3（千円未満切り捨て）

**ii) 児童福祉施設（児童発達支援センターに限る）**

（2）のD×1／3（千円未満切り捨て）

※上記補助金額は、上限額です。予算の範囲内で助成する事業のため、補助金額の大幅な減額や事業の不採択が生じる可能性があります。

※詳細については、国の交付要綱（社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱）及び関係通知を参照してください。

**12 提出書類に係る注意事項**

令和8年度施設整備費協議書の提出後、以下の変更は認められません。

- ・ 構造変更（例：二階建→平屋、鉄骨造→木造、重量鉄骨造→軽量鉄骨造）
- ・ 建物の機能が低下する変更
- ・ 建物の規模を縮小する変更 等

※いずれの場合も、経費を理由とした変更は認められません。

なお、見積書は山梨県内の単価（物価動向等）を十分考慮して作成願います。

協議書の提出後、見積額を変更することは認められません。

また、事業の執行については、公共工事に準じた扱いを受けるので、定められた手続きに従い、適正に事業を執行しなければなりません。ついては、「社会福祉施設等整備の進め方の手引き」により、事前に入札の手順等をご確認下さい。「予定価格は公告で公表すること」等、留意すべき点があります。